

# 街の不動産トラブルを解決する

## 19 調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者調停人候補者の方々の声を紹介します。

### 不動産賃貸からスタート

私は、不動産業を開業する前の会社員時代から不動産の賃貸を行っておりまして（現在16部屋所有）。

実際にあったトラブルとして、ある借主が無断で猫を10匹以上飼っていたことが退去後に判明し、原状回復

### 3年の月日が...

訴訟において、多額の費用と約3年間もの時間、汚損箇所の特定などに多くの労力が掛かってしまいました。不動産トラブルを解決するための訴訟がこのようにつらく長いものになるとは...。正直、二度と経験したくないと思いました。



藤井純子氏

そのような経験を経て不動産業を開業。そして開業後に不動産トラブルを話し合いで

### 【調停人候補者】

## 藤井純子氏

Ace Japan 合同会社 代表社員 (大阪市中央区)

解決に導く「ADR制度」と「調停人」の存在を知りました。賃貸オーナーとして訴訟を経験した立場として、「1人でも多くの方がADRの制度を利用し、同じ思い・経験をせずに救われてほしい」「調停人という制度を少しでも多くの方に知っていただきたい」との願いから、調停人を目指すこと決めました。

ADRは裁判と異なり、当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決ができる制度だと思えます。また、迅速・簡便に紛争を解決できる仕組みや、非公開で進められる手続きは、多くの不動産トラブル解決の一助となると考えます。

**周知できる存在に**

私は今後、お客様のあらゆる不動産トラブルがADRで解決できるよう、調停人資格を周知できる存在になりたいと思います。また、複雑な不動産トラブルにも対応できる調停人となるよう、今後も学びを継続しながらトラブル対応分野を増やしていきたいと考えております。



事務所外観